

事例の条件 農地所有適格法人の所有権移転の場合
様式例第1号の1

記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 5 月 7 日

鹿児島市農業委員会会長 殿

<譲渡人・貸人> 該当しない方を消し線で消す
住所 鹿児島市吉野町7005番地
氏名 川上 一郎

<譲受人・借人> 該当しない方を消し線で消す
住所 鹿児島市吉野町7000番地
株式会社 農業農産
代表取締役 農業 太郎

下記農地(採草放牧地)について 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () 該当するものに○ を 設定(期間) 年間 移転 該当するものに○、又は記入

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当するものに○を付けてください。)

記

当事者の氏名等 (国籍等は、所有者を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人 貸人	川上 一郎	65歳	農業	鹿児島市吉野町7005番地		
譲受人 借人	株式会社 農業農産 代表取締役 農業 太郎		農業	鹿児島市吉野町7000番地	日本	

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類内容	権利者の氏名又は名称
鹿児島市吉野町〇〇番1	田	田	3,000	300万 [100万 / 10a]	川上 一郎		
鹿児島市吉野町〇〇番2	田	田	2,500	250万 [100万 / 10a]	川上 一郎		
			以下余白				

『以下余白』を明記すること

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容と事由の詳細

1. 権利を設定し、又は移転しようとする時期	令和 年 6 月 1 日		
2. 対価	550万 円	3. 貸借料等の給付の種類及び額	所有権移転（売買）
4. 契約期間	年 月 日 から	年 月 日	
5. 裏作の場合	① 水田裏作として耕作する期間 年 月 日 から 年 月 日 ② 表作及び裏作の作付に係る事業概要		

無償移転のときは、土地対価は0円

権利設定が賃借権・使用貸借権の場合は期間を記入

賃借権、使用貸借権、所有権移転（売買）など記入。賃借権の場合借賃も記入。

該当するものに○

譲渡人の事由	(1) 自作地有償	資金を必要とするため	営農資金	8	(2) その他の場合 (自作地無償・借入地)	譲受人の事由	規模拡大	①	
	自作地相互の交換		1	農業購入資金			9	受贈	2
	参加農地所有適格法人への出資等		2	災害に起因する資金			10	相手方の要望	3
	兼業による経営縮小		3	療養その他生活資金			11	交換	4
	農業廃止		4	その他資金			12	新規就農	5
	労力不足		⑤	相手方の要望			13	実習農園	6
	耕作不便、低生産のため		6	贈与			14	その他	7
	自作地以外との交換		7	その他			15		

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

次の1-1から6のうち、該当する項目に記入

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

申請地を含めないで
現在の状況を記入

	農地面積 (m ²)	田	畑		樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
			登記簿	現況		
所有地	自作地	20,000	20,000			
	貸付地					
非耕作地	所在・地番		地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		

	農地面積 (m ²)	田	畑		樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
			登記簿	現況		
所有地以外の土地	借入地					
	貸付地					
非耕作地	所在・地番		地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

申請地を含め、すべての農地について記入

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水 稲							
権利取得後の面積(m ²)	25,500							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	6条 2台	6条 1台		
導入予定のもの	所有 リース (資金繰りについて)					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農業用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 5 (農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり(水稲))
	増員予定： なし (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： 2 (農作業経験の状況：未定(収穫時に毎年募集))
	増員予定： なし (農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

事務所から徒歩で約15分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第18条第1項に規定する特例農業

2 その法人の構成員等の状況(別紙に

別紙のとおり

農地所有適格法人の場合は「別紙のとおり」と記載し、「農地所有適格法人としての事業等の状況」(別紙)を添付

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

<農地法第3条第2項第5号関係>

4 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

該当する項目がある場合は
□にチェックを記入

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

5 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後(予定)	同上	同上	同上

1-2 売上高

年度	農業 千円	左記農業に該当しない事業 千円
3年前(実績)	6,700	200
2年前(実績)	6,800	200
1年前(実績)	7,200	200
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800	200
2年目(見込み)	7,900	200
3年目(見込み)	7,900	200

＜農地法第2条第3項第2号関係＞

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

氏名 又は 名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の 提供面積(m ²)		農業への年間従事 日数		農作業 委託の 内容
					権利の 種類	面積	直近実績	見込み	
農業 太郎	吉野町1000番地	日本		40					
吉野 次郎	吉野町2000番地	日本		30	所有権	10,000	150	150	耕記・代かき、 田植及び稲刈り・脱穀
下田 三郎	下田町100番地	日本		20					

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9/10

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間：年 12か月

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等	在留資格又は 特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

100

関連事業者の議決権の割合

1/10

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規

定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
農業 太郎	吉野町7000番地	日本		代表 取締役	150	150	有	有

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
下田 四郎	下田町300番地	日本		郡山 支店長	150	150	有	有

- ・「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 \longleftrightarrow 」、見込みは「 $\leftarrow-\rightarrow$ 」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間					\longleftrightarrow 水稲							
その者が農作業に常時従事する期間					$\leftarrow-\rightarrow$ $\leftarrow-\text{---}-\rightarrow$							

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を

記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。